

議案第 24 号

松阪市青少年問題協議会条例の一部改正について

松阪市青少年問題協議会条例（平成 17 年松阪市条例第 246 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 2 月 19 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

松阪市青少年問題協議会条例（平成 17 年松阪市条例第 246 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「30 人以内」を「15 人以内」に改め、同条第 2 項中「市長が委嘱する」を「教育委員会が委嘱又は任命する」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 青少年関係の団体の代表者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要があると認める者

第 4 条第 1 項中「会長は」の次に「、委員の互選によってこれを定め」を加える。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

- 2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。